２．事業の概要

平成27年度補正予算や平成28年度予算及び平成28年熊本地震への対応として、５月17日に成立した補正予算において計上された熊本地震復旧等予備費に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

⑴　被災地の中小企業へのきめ細かな支援

（１－１）　東日本大震災

①　東日本大震災復興特別貸付

157億円の内数

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として「東日本大震災復興特別貸付」、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対する実質無利子化する措置を引き続き実施する。

②　「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援

25.6億円

「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を実施する。

③　中小企業組合等協同施設等災害復旧事業

290.0億円

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を支援する。なお、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施も支援する。

④　仮設工場・仮設店舗等整備事業

8.3億円の内数

本格的な復興の段階に至っていない地域などで事業再開を行うなど、仮設施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。

⑤　事業復興型雇用創出事業

40.6億円

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施する。

（１－２）　熊本地震

①　中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

200.0億円

㋐　日本政策金融公庫・商工中金が実施している災害復旧貸付等を拡充し、「平成28年熊本地震特別貸付」を創設。

㋑　信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100％を保証する「セーフティネット保証４号」の対象地域を、熊本県はもとより、観光産業を中心に影響が広がる九州地方の各県に順次拡大して実施。

②　小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

1.8億円

被災小規模事業者の資金繰りを支援。

③　中小企業等グループ補助金

400.0億円

被災中小企業等グループが復興事業計画を作成し、グループに参加する事業者がこれに基づいて行う施設復旧等に対し、その費用の一部を補助する。

④　商店街震災復旧等事業

11.0億円

被災地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等にかかる費用、商店街によるにぎわい創出事業にかかる費用を補助する。

⑤　被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

2.5億円

被災地域の早期復旧、生活再建に必要不可欠なＳＳ（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けたＳＳについて、計量機、防火塀、燃料タンク等の設備の補修又は入換工事に要する費用の一部を補助する。

⑥　小規模事業者持続化補助金

25.0億円

熊本地震による影響を受けた地域（九州地方）の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む際に必要な経費の一部を補助する。

⑦　中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

2.8億円

熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の経営課題解決を支援するため、①九州地域のよろず支援拠点のコーディネーターの増員、②九州地域の中小企業・小規模事業者への専門家派遣（無料、原則３回まで）、③地域経済への影響の大きい誘致企業・中堅企業の事業再開等のサポート体制の強化を行う。

⑧　九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

20.2億円

熊本地震による直接被害・観光客の急減により大打撃を受けている九州経済の復興を支援する。

⑵　中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

（２－１）　技術力の強化

①　中小企業等経営強化法の積極的な活用

中小企業の経営力の向上を支援し、生産性向上を支援することを目的として、今年７月１日から、中小企業等経営強化法が施行された。周知・広報を進めるとともに、経済対策により、融資制度の新設など、支援策の充実を図る。

②　ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

1,020.5億円（27年度補正予算）

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援した。

③　戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

139.7億円

中小企業等が法律の認定を受け産学官金連携して行う、知財マネジメントにも配慮した革新的な研究開発やＩＴ利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援する。